補助金の対象となる経費の一覧表

補助金の対象となる活動は「①地域社会活動」「②教養活動」「③健康増進活動」になります。代表的なものを示していますが、要綱別表４の対象となる経費を確認いただき、不明な点は長寿支援課までお電話ください。

①地域社会活動

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助対象にならない経費 |
| ＜環境美化活動＞・清掃用具などの購入費や燃料費・熱中症対策のための飲料水、食品（塩アメ等）の購入費＜文化伝承活動、登下校見守り活動＞・消耗品代（伝承遊びや見守り活動における材料費等） | ✖飲食代（清掃活動時における熱中症対策のためのもの以外は✖）✖清掃活動における会員への日当✖文化祭等の協賛費 |

②教養活動

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助対象にならない経費 |
| ＜講習会、研修会＞・講師への謝礼（１回の活動につき、１人当たり5,000円まで）　・講師への旅費、茶菓子代・会場使用料・研修を目的とした旅行における旅費＜文化活動＞・会場使用料・消耗品代（材料費等） | ✖宿泊費、飲食代✖親睦旅行における旅費✖美術館や博物館の入場料 |

③健康増進活動

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助対象にならない経費 |
| ＜スポーツ実践活動＞・消耗品代（活動で使用する道具等）・会場使用料＜歌唱活動＞・カラオケ機器のリース代 | ✖大会の景品や活動で使用する道具等で個人所有になるもの。✖飲食代 |

④その他

|  |
| --- |
| 補助対象にならない経費 |
| ✖総会の開催のための費用　（文房具代、印刷代、飲食代）　 |